

みなみあいづ森と木の
情報・活動ステーション
「きとね」

シェアオフィス
入居者募集要項
(令和8年2月募集分)



令和8年1月

南会津町



目次

- 1 はじめに
- 2 南会津町について
- 3 募集の趣旨
- 4 シェアオフィス概要
- 5 シェアオフィスにおける申請資格
- 6 シェアオフィスの入居者募集について
- 7 申請受付から使用許可までの流れ
- 8 質問の受付等について
- 9 審査及び選定方法、公表について
- 10 取り組み事例
- 11 お問い合わせ

1 はじめに



南会津町は総面積の約 92%が森林で、1950 年代には優良広葉樹の生産地として、広葉樹大径材の製材をはじめ、家具、その他木製品製造等の木材加工業が発達しました。

しかし、現在では林産業従事者、素材生産量ともに大幅に減少したため、林産業従事者の確保と素材生産量の増加に向けて官民一体となって取り組む必要があります。

当地域の川上から川下が抱える課題について、川上から川下まで官民一体となって森林・林産業振興を推進するため、林産業の拠点施設「みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション「きとね」（以下：「きとね」）」が建設されました。

2 南会津町について

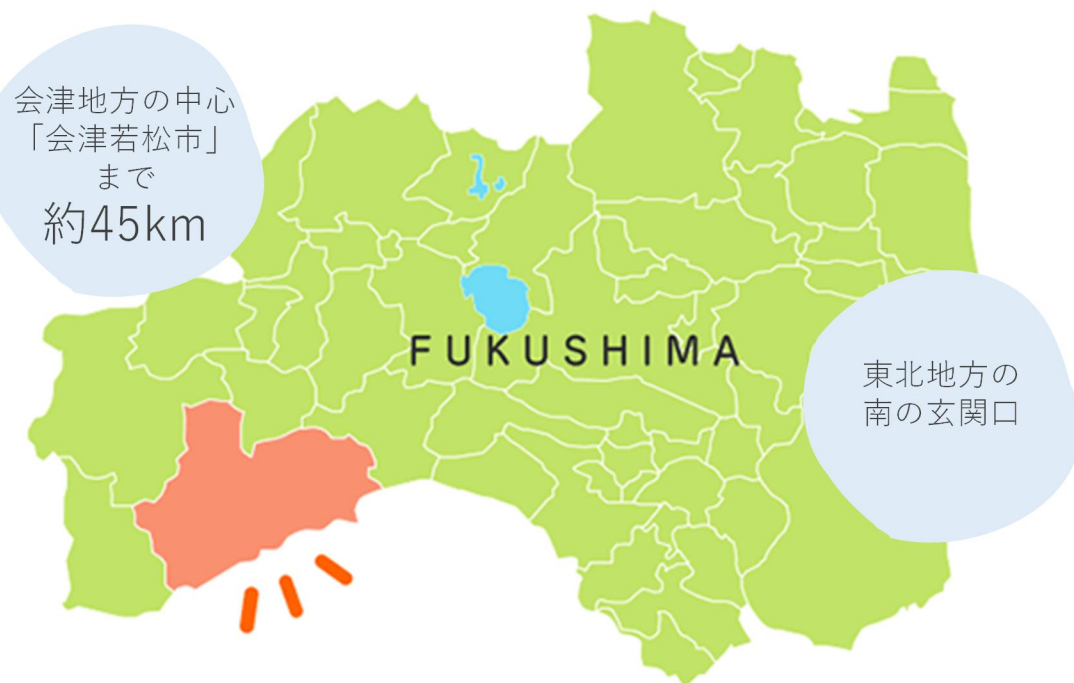
南会津町は、福島県の南西部に位置しています。

平成18年3月20日に田島町・舘岩村・伊南村・南郷村が合併して誕生しました。

地形は、越後山系から連なる帝釈山（標高2,059.6m）を最高峰に山に囲まれており、本庁舎の標高は550mとなっています。

河川は、荒海山を源とする阿賀川水系と伊南川水系の2つを有し、水系とその支流沿いに5本の国道が走り集落が点在しています。

気候は、夏は朝夕しのぎやすく、冬は厳しい日本海型に属し、特に西部地区は特別豪雪地帯に指定されています。



歴史は古く、石器、土器の出土により縄文時代以前から先人の居住が知られています。

鎌倉時代に長沼氏の所領として田島地域に鳴山城が築かれ、江戸時代には、舘岩・伊南・南郷地域ともに幕府直轄「天領御蔵入」となり、その後も会津西街道の主要宿場町として栄えました。

3 募集の趣旨

「きとね」には「拠点機能」「情報発信機能」「木育・研修機能」「展示販売機能」の4つの機能があります。林産業の拠点としてはもとより、町民と町外の方々との交流の場、子どもの遊び場、林産業を知る場として期待される施設です。フリースペースと会議室を設け、林産業のイベントやワークショップ等の開催、学生の勉強や談話、ビジネス向けの会議室を設置し、幅広い方に活用いただいております。

この度、町内林産業の発信、展示販売ができ、かつ中長期的に南会津町でご活躍いただける林産業関係企業を募集します。

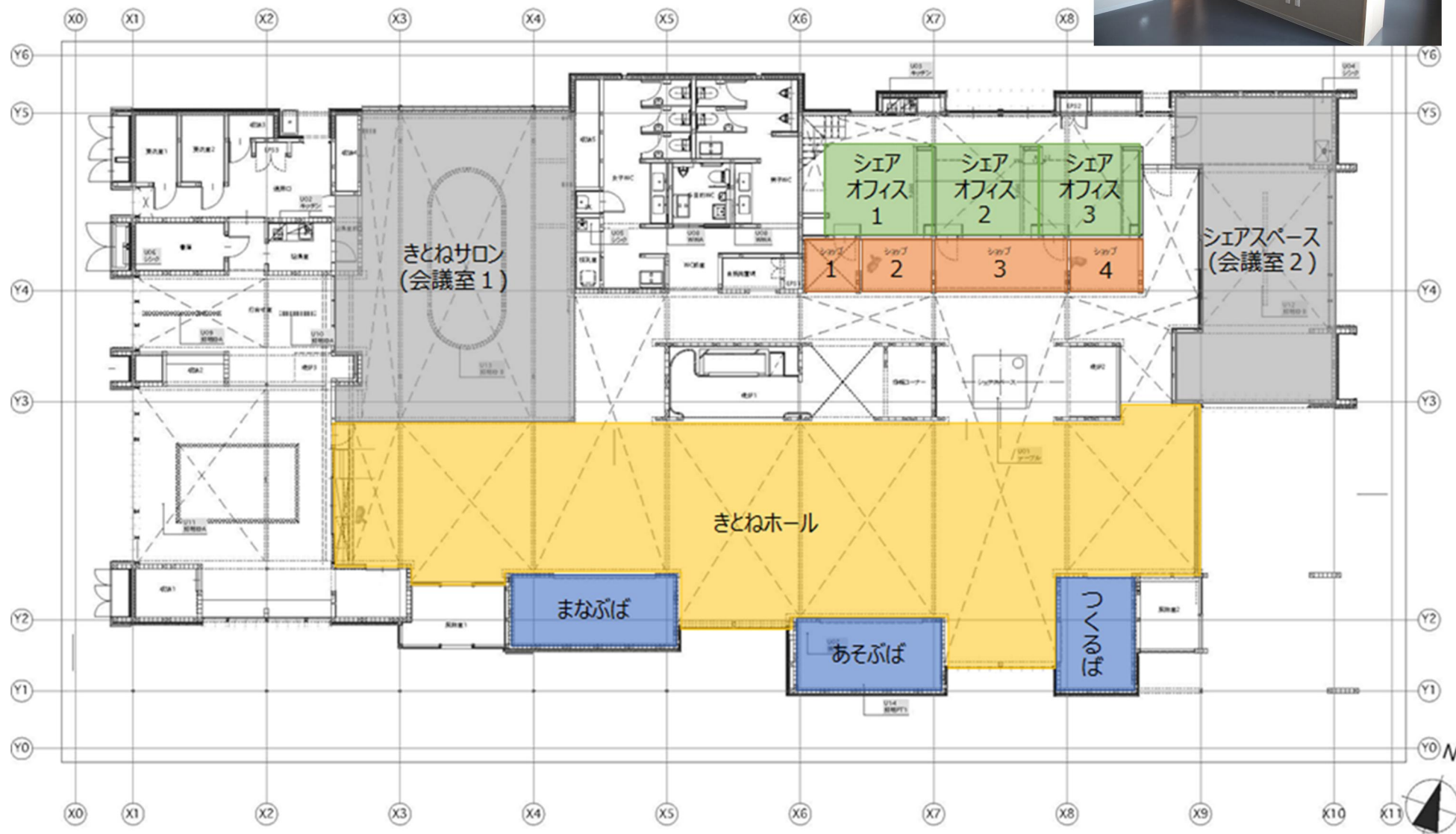


4 シェアオフィス概要

項目	内容
指定管理者	南会津森林組合
入居可能オフィス数	入居者状況次第（現在 1 社募集） 現在の入居者 ・株式会社一十八日 ・NPO法人みなみあいづ森林ネットワーク
面積	11.7㎡
最大利用想定人数	2 名
利用料金（月額）	シェアオフィス 1 区画につき20,000円／月 ショップ1 4,000円／月（使用中のため使用不可） ショップ2 5,000円／月（使用中のため使用不可） ショップ3 9,000円／月 ショップ4 5,000円／月 ※シェアオフィス又はショップの利用期間が1月に満たない場合は、当該月の利用料金は、日割り計算とする。 算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。 ※別途 共益費として1区画につき15,000円／月を徴収する。
入居方法	申請書の提出・審査
主な設備等	・電 源 コンセント ・照 明 LED照明器具による全般照明 ・空 調 ヒートポンプエアコンによる冷暖房（加湿付） ・換 気 全熱交換型換気扇による換気 ・給排水 室内の給排水有（トイレ共用） ・電 話 固定電話の引込可 ・インターネット環境 各自契約 ・P C、コピー機等 各自準備 ・駐車場 有（無料） ・施 錠 出入口共用のため最終退室者が施錠（シェアオフィス共通のキー及び警備キーは1企業につき1つ） ・備 品 各自準備 ・警 備 退出時以降、機械警備 ・その他 建物内禁煙 シェアオフィス2階の物置スペースは共用

4 シェアオフィス概要（図面）

シェアオフィス例→



5 シェアオフィスにおける申請資格

(1) 「みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例」等に準拠し、次のいずれかに規定する業種であること。

分類	業種	説明
林業	育林業	将来直接利用するために保育されている山林で、その山林に対し、材木の造林・保育・保護の作業を主として行う事業所をいう。
	素材生産業	立木を購入し、伐木して主として素材のまま販売する事業所をいう。
	製薪炭業	直営による薪の製造又は木炭の製造を主として行う事業所をいう。
	特用林産物生産業 (きのこ類の栽培を除く。)	特用林産物のうち、薪及び炭を除く林産物を生産する事業所をいう。
	育林サービス業	主として請負によって造林、保育及び保護を行う事業所をいう。
	素材生産サービス業	主として請負によって伐木又は伐木と運材を兼ねて行う事業所をいう。
	山林種苗生産 サービス業	主として請負によって山林用苗木の育成のための事業を行う事業所をいう。
製造業	一般製材業	主として丸太（そま角、大割材などを含む。）を原料として製材機械によって板、角材等の製材を行う事業所をいう。
	木材チップ製造業	主として木材チップを製造する事業所をいう。
	木製家具製造業	主として木製家具を製造する事業所をいう。
	他に分類されない 木製品製造業	他に分類されない木製品を製造する事業所、曲輪、曲物、曲木製品、種々の型物等を製造する事業所又はとう、きりゅう等の製品を製造する事業所をいう。
その他	新たな森林・木材利用等	森林ツアー、環境学習、木育イベント等幅広く活動している事業所をいう。

(2) 次のいずれかに該当する者は申請を受け付けない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定による暴力団、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している事業者。

イ 自社用駐車場、重機・資材置場等のみでの利用する場合。

(3) 週4日以上在席すること。

6 シェアオフィスの入居者募集について

01 募集受付期間

令和8年2月16日（月）～令和8年2月27日（金）

02 募集数

1社

03 入居期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※令和9年度以降の入居募集は令和8年度中に実施します。

04 申請書類

ア （シェアオフィス用）「きとね」入居審査に係るエントリーシート（様式第1号）

イ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意（別紙）

ウ 登記事項証明書（※法人の場合）

05 提出方法

提出様式に必要事項を記載の上、募集受付期間内に電子メールにて送付してください。

また、電子メールにおいては、右記の事項を記載してください。

なお、受付確認のため、南会津町農林課林政係担当者より電子メールにて返信を行います。

1週間以内に返信が無い場合には、電話にてお問い合わせください。

●申請時の電子メールにおける必要事項

件名：【入居申請】きとね（シェアオフィス）

内容：事業者名、提出日●月●日・担当者●●

提出先：南会津町農林課林政係 渡部

（受付確認の電子メールが来ない場合の連絡先も同様）

メールアドレス：watanabe-emi@minamiaizu.org

電話番号：0241-62-6220

7 申請受付から利用許可までの流れ

01 審査期間

令和8年3月2日（月）～3月6日（金）

上記期間において、書類審査を行います。

なお、南会津町農林課林政係より申請書類に関する質問をする場合があります。

02 内定通知予定日

令和8年3月9日（月）～電子メール及び郵送

03 内 定

上記（2）による内定通知後、みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例施行規則に基づく「情報・活動ステーション（シェアオフィス等）利用許可申請書（様式第5号（第11条関係））」を提出してください。

04 入居準備期間

令和8年3月25日（水）9時以降

入居許可者と指定管理者、南会津町農林課林政係において、入居に関するスケジュールを調整いたします。

8 質問の受付等について

シェアオフィス入居者募集についての事前質問については、以下の通りです。

(1) 提出様式

「きとね」シェアオフィス入居者募集要項についての質問書（様式第2号）

(2) 受付期間

令和8年2月2日（月）～2月13日（金）

(3) 提出方法

提出様式に必要事項を記載の上、受付期間内に電子メールで送付してください。

また、電子メールにおいては、下記の事項を記載してください。

(4) その他

事前に見学したい場合も、その旨メールに記載してください。

●電子メールにおける必要事項

件名：募集要項に関する質問

内容：法人名、提出日●月●日、担当者●●

提出先：南会津町農林課林政係 渡部

（受付確認の電子メールが来ない場合の連絡先も同様）

メールアドレス：watanabe-emi@minamiaizu.org

電話番号：0241-62-6220



9 審査及び選定方法、公表について

●審査及び選定方法

指定管理者及び町が書類審査を行い、入居許可者を決定いたします。

主に、事業内容、「きとね」での活動計画、将来的な事業展開、町内林産業発展への貢献度等を評価し、選定いたします。

なお、選定の経過等に関する疑義、照会及びその他質問には応じません。

●公表

入居許可者につきましては、事業内容等の公表を予定しています。

ただし、入居許可者からの要望及び南会津町役場において必要と判断した場合は非公表とする場合があります。

10 取り組み事例

①木育キャラバンinみなみあいづ

例年7月上旬に開催される「移動型おもちゃ美術館」です。
赤ちゃんから大人まで夢中に遊ぶおもちゃがたくさんやってきます。
このイベントにあわせ、シェアオフィスではワークショップを開催します。



②南会津林業祭

例年9月下旬～10月上旬に開催される林産業のイベントです。
たくさんのワークショップのほか、アクティビティブース、飲食ブースも多数出店され多くのお客様で賑わいます。



11 お問い合わせ

〒967-0004 南会津町田島字後原甲3531番地 1

南会津町役場農林課林政係 渡部

✉ watanabe-emi@minamiaizu.org

☎ 0241-62-6220

